

## 長野県空き家対策支援協議会設置要綱

### (目的)

第1条 適切な管理が行われていない空家等が地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることを踏まえ、県、市町村及び関係団体による密接な連携のもと、地域住民の生命、身体又は財産の保護、生活環境の保全を図り、あわせて空き家の活用を促進するなど、地域における空き家対策を支援するため、長野県空き家対策支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (活動)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 市町村の空家等対策の支援に関すること。
- 二 空家等の所有者等からの相談事務の実施に関すること。
- 三 その他協議会の目的を達成するために必要とされること。

### (構成)

第3条 協議会は、別表に掲げる関係団体等で構成する。

- 2 協議会内に、前条の活動を実施するにあたり、専門的かつ具体的に協議・検討するために、部会を設置することができる。

### (事務局)

第4条 協議会の事務局は、一般社団法人長野県建築士会に置く。

### (役員等)

第5条 協議会に会長1名、副会長1名、部会に応じて部会長1名の役員を置く。

- 2 会長、副会長及び部会長は、会員の互選とする。

### (協議会等)

第6条 協議会は、必要に応じて会長が召集する。

- 2 議長は、会長が務める。ただし、必要に応じて会長が指名することができる。
- 3 協議会は、構成員の過半数の出席によって成立し、協議会の議事は、出席会員の過半数によって決する。
- 4 会長は、必要に応じて、協議会の構成員以外の行政機関、関係団体等の出席を求めることができる。
- 5 部会は、必要に応じて部会長が召集する。
- 6 部会長は、必要に応じて、部会の構成員以外の行政機関、関係団体等の出席を求めることができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年8月26日から施行する。

(別表)

区 分	構成員（順不同）
事業者団体	一般社団法人長野県建築士会
	一般社団法人長野県建築士事務所協会
	長野県解体工事業協会
	一般社団法人長野県宅地建物取引業協会
	公益社団法人全日本不動産協会 長野県本部
	長野県司法書士会
	長野県土地家屋調査士会
行政機関等	長野県（企画振興部、建設部）
	長野県空き家対策市町村連絡会